一般社団法人北海道町内会連合会共済規程

平成18年5月31日制定 平成20年5月28日改正 平成21年5月29日改正 平成27年5月27日改正

第1章 総 則

(設 置)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道町内会連合会(以下「道町連」という)定款第3条に基づき、町内 会会員の共済見舞金に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 この事業は町内会・自治会々員の相互扶助の精神に則り、会員が町内会・自治会等(以下「町内会」という)の行事等を企画、準備し、地域の向上、住民福祉のため活動している最中、不慮の傷害 (死亡も含む)事故がおきたとき、見舞金を支給することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 この事業は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1)町内会活動の「事故」に対する安全思想の普及
 - (2)町内会活動中の「事故」に対する見舞金の支給
 - (3)その他、この規程の目的達成に必要な事業

第2章 加 入

(会 員)

- 第4条 この会員は、一般社団法人北海道町内会連合会共済規程の趣旨に賛同し、会費を納めたものをもって構成する。
 - 2 前項にいう会員とは原則として世帯主とする。但し、町内会役職名により加入することができる。

(会 費)

第5条 会員は、会費として年額200円を納入するものとする。但し、納入された会費はどのような理由があっても返還しない。

(申 込)

- 第6条 この共済に加入しようとするときには、市区町村町内会連合会、あるいは地区別町内会連合会が単位町内会ごとにとりまとめて「加入申込書」(様式第1号)と「加入者名簿」(様式第2号-1・2)に会費を添えて申込むものとする。但し、準会員の場合は単位町内会が申込むこととする。
 - 2 年度途中の加入については第1項の定めに準じて加入手続きをしなければならない。
 - 3 町内会役職名により加入したものが会員権利の有効期間内に変更した場合は「加入者変更届」(様式 第3号)を提出し、加入者の変更手続きをしなければならない。

(権利発生と喪失)

第7条 会員の権利は、単位町内会が加入者をとりまとめ、加入者名簿を添えて会費を市区町村町内会連合会、あるいは地区別町内会連合会に納入した翌日から発生する。但し、準会員の場合は一般社団

法人北海道町内会連合会に加入者名簿を添えて会費を納入した翌日からとする。

- 2 会員の権利は、有効期間満了の翌日から消滅する。但し、町内会役職名により加入したものは、役職 を終えた翌日から消滅し、後任者がその残任期間の権利を引き継ぐ。
- 3 共済期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとし、年度途中の加入については権利発生日から 3月31日までとする。
- 4 次の各号に掲げる事由が生じた場合は、会員権利が喪失する。
 - (1)会員が他市区町村へ転居した場合
 - (2)会員が死亡した場合
 - (3)会費を納入しない場合
 - (4)町内会役職名により加入したものがその役職を終えた場合

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第8条 この共済の運営に関する事項を審議するために運営委員会をおく。

- 2 運営委員は、一般社団法人北海道町内会連合会理事若干名をもってこれにあたる。
- 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

第4章 審査委員会

(審査委員会)

第9条 この共済における適正な見舞金の支給をはかるために審査委員会をおく。

- 2 審査委員は、学識経験者および一般社団法人北海道町内会連合会理事のうちから運営委員会にはかって一般社団法人北海道町内会連合会会長が委嘱する。
- 3 審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会に関する必要な事項は別に定める。

第5章 業務

(見舞金の支給)

第10条 会員が道内における町内会の行事、事業計画に基づいた活動中に生じた「事故によるけが、死亡、 後遺障害」に対して見舞金を支給する。

(見舞金の種類および額)

第11条 見舞金は「傷害見舞金」「死亡見舞金A」「死亡見舞金B」「後遺障害見舞金」とする。

- 2 「傷害見舞金」の支給額は、治療のために被害者が実際に負担した医療費のほかに医師の指示による薬代と補装具代とする。但し、「傷害見舞金」の支給限度額を10万円とする。
- 3 「死亡見舞金A」は、活動中における、外因・外傷の事故による死亡に対して支給する。支給額は 2,000,000 円とし、事故発生後180日以内に死亡の場合とする。「死亡見舞金B」は、死亡見舞金Aに該 当しない、活動中の死亡に対して支給する。支給額は 100,000 円とし、事故発生後24時間以内に死亡 の場合とする。
- 4 「後遺障害見舞金」の支給額は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社の普通傷害保険約款に基づき、後遺障害の程度により 2,000,000 円を限度とする。但し、事故発生後180日以内に生

じた場合とする。

- 5 「死亡見舞金A」と「後遺障害見舞金」は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給する。
- 6 医師等の診断書(証明)に必要な経費については一事故5,000円を限度に実費支給する。但し、通院5日以内に治ゆした事故の場合は除く。本共済における医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいう。

(見舞金の請求)

- 第12条 見舞金の支給申請は、「市町村町内会連合会長、あるいは地区別町内会連合会長」が、準会員の場合は「単位町内会長」が行うものとし、治ゆ後速やかに次の各号に掲げる書類を事故発生後180日以内に一般社団法人北海道町内会連合会に提出しなければならない。但し、通院5日以内に治ゆした事故の場合は診断書(治ゆ証明書)等の提出は不要とする。
 - (1) 見舞金支給申請書(様式第5号)
 - (2)事故報告書(様式第6号)
 - (3)診断書(治ゆ証明書)等(様式第7号-1・2)
 - (4)事故の証明に参考となるもの
 - (5)その他必要な書類

(見舞金の支給方法)

- 第13条 見舞金の支給が決定したときは、「見舞金決定通知書」(様式第8号)を送付し、その決定金額をあらかじめ指定された銀行等に振込むものとする。
 - 2 見舞金の支給を否決したときは、理由を付して、その旨文書で通知するものとする。

(支給の確認)

第14条 見舞金を受取った申請者は、受給権者に速やかに支給し、「見舞金支給報告書」(様式第9号)を 北海道町内会連合会に送付しなければならない。

(見舞金支給の制限)

- 第15条 見舞金は次の各号に該当する場合は支給しない。なお、すでに支給を受けたものについては、そ の金額の返還を求めることがある。
 - (1)事故が本人の故意または重大な過失によって生じたとき。
 - (2)事故に虚偽の事実があったとき。
 - (3)申請または受領に不正の事実があったとき。
 - (4)事故が発生した日から180日を超えたとき。
 - (5)医療費の自己負担がなかったとき。
 - (6)交通事故は原則として対象としない。但し、次の場合を除く。
 - ·死亡見舞金A
 - •後遺障害見舞金
 - ・医療費の自己負担額がある場合
 - (7) 医学的他覚所見があるが、町内会活動との因果関係が不明なとき。

また、本人が頸部症候群や腰痛等の症状を訴えているが、それを裏付ける医学的他覚所見がなかったとき。

(審査に対する意見の申立)

第16条 会員は、見舞金支給の決定に疑義が生じたときには、第12条による申請代表者を通じて裁定後 30日以内に一般社団法人北海道町内会連合会に申立てをすることができる。

第6章 財務および会計

(会計年度)

第17条 この共済の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第18条 この共済の事業遂行に要する経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(残余金の処理)

第19条 この共済は会計年度において残金のあるときは、見舞金支給準備金にあてるものとする。

(一時借入金)

- 第20条 この共済を円滑に推進するために、一般社団法人北海道町内会連合会理事会の承認をうけて、 一時借入をすることができる。
 - 2 前項による一時借入は、年度内に償還するものとする。ただし、資金不足のため償還することができない金額に限り、一般社団法人北海道町内会連合会理事会の議を経て借り換えることができる。

第7章 雑 則

(規程の変更)

第21条 この共済規程を改廃しようとするときは、一般社団法人北海道町内会連合会会員総会の承認をうけなければならない。

第8章 補 則

(委任)

第22条 この共済規程の施行に関する必要な事項は、運営委員会において別に定める。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。